

「自宅療養者」が急増！ 入院等治療ができるのは3人にひとり

「第5波」 1カ月で感染者数は50倍に

一方で、入院率はわずか16%

7月から感染が急拡大し、「第5波」の感染者数はわずか1カ月で50倍に増え、新規感染者数は最高を更新する状況です。

一方、8月18日現在で962人の療養者のうち、入院・宿泊療

養合わせて299人、入所での治療は3人に1人です。入院率は16%、多くの感染者は、自宅での療養を余儀なくされています。入院が必要と判断されての自宅待機が216人に上ります。

医療体制確保は急務！ 宿泊療養・臨時医療施設の確保を

熊本市でも、自宅療養中の死亡事例が発生しており、病状が急変するケースが多数あることから、医療体制・宿泊療養施設の拡充と合わせ、福井県で先行実施される「臨時の医療施設」設置の検討も求められます。

療養者数と、その内訳

	療養者	入院	宿泊療養	自宅療養	入院調整
7月7日	23	13	8	1	1
7月14日	18	15	3	0	0
7月18日	19	13	4	2	0
7月24日	39	23	4	8	4
7月29日	119	38	29	28	24
8月4日	353	77	116	90	70
8月11日	594	107	121	242	124
8月18日	962	151	148	447	216

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議

NO. 1247
2021年8月29日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

なすまどか議員が一般質問を行います



日時：9月6日(月) 午前11時～12時まで

場所：市役所議会棟 5階・本会議場

*傍聴受付は、議会棟5階です。

直接傍聴の場合は、感染予防対策にご協力ください。

(検温・手指消毒・マスクの着用など)

*インターネットでの同時中継は、**市役所 HP** でどうぞ！

【質問項目】

- ・新型コロナ対策
(検査体制、医療体制の整備、自宅療養者への支援、時短要請と協力金)
- ・コロナ禍の学校・学童保育の課題
- ・子ども・ひとり親家庭の貧困
- ・市営住宅の住環境整備
- ・その他

県への要望行動にご参加を！

土木センター関連の要望で、信号機や横断歩道・停止線等、交通安全に関わるものがありました。また、「公営住宅アンケート」には、県営住宅に関わっての改善要望も多数ありました。

県営住宅や交通安全に関しては、県の管轄になります。熊本県への要望行動を、下記のとおり行います。

要望をお寄せいただいたみなさん、追加で要望したい案件のある方、ぜひご参加ください。

日程：9月9日(木)

場所：熊本県議会・3階会議室

- *交通安全に関する要望 午前10時から
- *県営住宅に関する要望 午前11時から



増える「子ども」のコロナ感染

専門家・教育現場等の声を反映した対策が必要

未成年の新規感染者は、1カ月で30倍以上に

8月20日に公表された1週間ごとの新規感染者数比較では、8月12～18日の新規感染者は868人、うち未成年は202人で約23%です。7月15～21日が6人だったので、わずか1カ月で30倍以上に増えています。

熊本市でも学童保育でのクラスターが確認されていることや、12歳未満の子どもはワクチン接種の対象外となっていることなどを踏まえるならば、専門家・現場の声を反映した子どもの感染防止策が求められます。

2学期に向けた、熊本市教育委員会の緊急対応策

8月23日急遽開かれた「臨時教育委員会会議」では、「2学期の対応方針について」議論されました。決定事項は以下のとおりです。

2学期の開始から

「まん延防止等重点措置」終了までの対応

*現在9月12日までとなっている「まん延防止等重点措置」が延長となった場合は、対応期間も延長されます。

主な内容は、

- 1、「分散登校」の実施
- 2、「オンライン授業」の実施
- 3、分散登校実施期間中の部活動の対応
- 4、分散登校等に対応した児童育成クラブの実施

*詳細は、右のとおりです。

*高校・専門学校及び幼稚園や特別支援学校については、小中学校に準じた内容での対応を基本に実施されます。



「コロナ感染と子ども」について、党市議団へ率直なご意見をお寄せください！

☎ 328-2656

【小・中学校】

(1) 分散登校

- ア 「登校日」と「オンライン授業日」を学年単位で設定する分散登校を実施する。
- イ 一日当たりの登校学年は、小学校は二学年、中学校は一学年とし校長が決定。
- ウ 児童生徒の健康管理等のため、少なくとも週1日以上登校日を設けるが、登校する学年の間隔は2日以上空ける。
- エ 「登校日」は、午前中授業を原則とする。
- オ 保護者が医療従事などの「要登校者」は、毎日登校できる。
- カ 特別支援学級は、通常学級の対応に準じつつ、学校の状況に応じ対応できる。
- ケ 「登校日」の登校が不安な場合は登校を控えてよい、その場合「欠席」扱いしない。

(2) オンライン授業

- ア オンライン授業の授業時数は、分散登校時に実施する時数を基準とする。
- イ オンライン授業の実施内容等は、教育委員会から示す。
- ウ 「登校日」でない学年の要登校者は、預かりのみで学校でのオンライン授業。

(3) 準備日

- ア 分散登校・オンライン授業準備等のため、第2学期始業日・その翌日を準備日にできる。
- イ 準備日は全学年が登校できるが、学校規模に応じた時差登校等を工夫する。

(4) 学校給食

- ア 分散登校実施期間、登校する学年には通常給食を提供する。
- イ 分散登校実施期間、登校日でない学年の要登校者にも給食を提供する。

(5) 部活動

- ア 分散登校実施期間は、中止とする。
- イ 体育団体等主催の公式大会・コンクール等に出場する部活動は、登校日の学年と週休日のうち一日に限り部活動を行えるが、朝練習や長時間の活動は控える。
- ウ 分散登校期間中は、部活動への参加を強要してはならない。

(6) 児童育成クラブ

- ア 分散登校実施期間は、午後2時からの利用とする。
- イ 「登校日」ではない学年についても、午後2時からの利用とする。

【高等学校及び専門学校】

- (1) 小中学校の実施内容に準じた分散登校を実施する。
- (2) 分散登校実施期間中の部活動は、小中学校の実施内容に準じた活動とする。
- (3) オンライン授業の内容は、校長が決定する。

【幼稚園】

- (1) 小中学校の実施内容に準じた分散登園を実施する。
- (2) 小中学校の要登校者と同様の園児は、毎日登園できるが、預かり保育のみ。

【特別支援学校】

教育委員会と分散登校等の実施内容等について、学校毎に協議を行い実施する。